

介護ウェーブ2021 推進ニュース

★ 「補足給付見直し後の影響調査結果」報告（2021年12月14日、別添資料①）

12月14日（火）、厚生労働記者会にて、全日本民医連・林事務局次長より「補足給付見直し後の影響調査結果」報告の記者発表を行い、8社が参加しました。



の50法人64事業所から回答がありました。

47施設の入居者2730人のうち7月時に補足給付を受けていた入所者が1789人(65.5%)でした。このうち、資産要件の厳格化で8月から251人(14%)が補足給付の対象から外れました。8月も引き続き補足給付が継続された対象者は1538人(86%)で、このうち食費の見直しで月2万2000円の食費負担となった人が641人(41.7%)に上りました。調査では、補足給付の対象外となり、月8万4000円の利用料が15万円超へと倍近く跳ね上がった事例がありました。

短期入所事業所(64事業所)では、利用者1141人のうち7月時に補足給付を受けていた人が477人(41.8%)でした。このうち64人(13.4%)が8月から補足給付の対象外となりました。補足給付が継続された利用者413人(86.6%)のうち、食費の引き上げの対象となった利用者は358人・86.7%と9割近くに上りました。食費の引き上げは3段階ありますが(1日210円、350円、650円)、引き上げの対象になつた利用者のうち最大650円の引き上げに該当した利用者が164人(45.8%)という結果になりました。

林事務局次長より、「今回の調査では、施設からは、負担増を理由とする退所事例、ユニット型個室から多床室に移ることを希望している入所者、自分の葬式代のために貯めた貯金を取り崩しているケース、家族の経済負担の増加、施設の入所申し込みを辞退した人、短期入所事業所からは、負担増による利用控えとそれによる家族の介護負担の増大、世帯の経済状況の悪化などの事例が多数寄せられた。敢えて低所得者(市町村民税非課税世帯)を標的に、しかも国民全体が苦しんでいるコロナ禍で強行したという二重の意味で到底容認できない改悪であり、早急に中止・凍結すべきである」と強調しました。



アンケートに寄せられた利用者、家族、施設・事業所の声や意見を一部紹介します。

＜今回の見直しに対する本人・家族の声＞（一部抜粋）

- ・同じものを食べていて、何故支払いが倍になるのか。
- ・貯金があるからダメということですよね。（国が言いたいのは）まず制度を使う前に、貯蓄を使えということですね。

- ・預貯金は余裕があって貯めているわけではなく、コツコツ節約し、何かの時のため（葬式など）にあるもので、こんな形で取り上げられるなんて許せない。
- ・（家族） 短期入所が利用しづらくなつた。年金が下がっていくのに食費の値上げの影響は大きい。ズルをしているわけでもないのに、どうして自分らをさらに苦しめる真似を国はするのか。どうしても必要だから利用しているのに、利用するなというのか。もっと苦しめというのか。

＜今回の見直しに対する施設・事業所の声＞（一部抜粋）

- ・第三段階の②に該当して、年間を通して 20 万円以上費用が増えた。本人の年金だけでは支払えなくなつてくるかもしれない。どうしようもできないと分かってはいるが何とかしてほしい
- ・改定と同時期に個室利用を開始（認知症悪化のため）したが、約 4 万円の負担増となり支払いが厳しいと相談あり。
- ・法人の理事会にて、「特養で有料老人ホーム並みの利用料が必要になれば、入居できる方はいなくなる」など、今後の高齢化社会、高齢者が安心して暮らせる世の中に逆行する、という憤慨な意見がだされた。
- ・ショートステイを月 7 日程度利用されていたが、費用負担が厳しいとのことで月 2~3 日程度に減らす、もしくは利用しない月がある。

＜今回の見直しに対する職員の声・担当者の意見＞（一部抜粋）

- ・これまでの自己負担の引き上げとはレベルが違う内容だと思います。市内では新設特養は全てユニット型で従来型の特養は減少しています。この改定で月あたりの収入が 10 万円そこそくで預貯金がない人はユニット型特養の費用を貰えません。在宅で生活できない高齢者の療養先について介護保険の施設で対応できない事態に憤りを感じます。
- ・経済的負担から行き場がないため特養への入所を選ばれる方は多く、その特養での利用料の引き上げは、今後行き場のない要介護者・家族を更に生み出すのではないか。
- ・利用者・家族にとっては生活への負担が大きく影響する事柄であるのに、行政の紙切れ一枚での対応はあまりにひどい、いのちを軽視した対応であると強く感じた。
- ・ギリギリまで本人、家族が誰かの助けを求めず、その状況に回りも気づけない事態を生まないよう、利用を減らしたり、キャンセルがあれば理由を確認し、ソーシャルワーカーとして支援をしていきたいと思う。

以上をふまえ、補足給付（施設等の居住費・食費）に関わる当面の提案・要求として、① 8 月からの実施されている見直しを中止・凍結すること、②補足給付の要件について、2014 年「改正」前に戻すこと、③老健施設などの多床室に対する居住費徴収の検討を行わないことの 3 点について、政府に重ねて要請していきます。

※当日の報告資料（別添①）は、全日本民医連HP「介護ウェーブ」にもアップしています。

URL: https://www.min-iren.gr.jp/kaigo_wave/index.html

お問い合わせ先 介護ウェーブ推進本部

TEL:03-5842-6451

E-mail:min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局:高梨・瀧澤